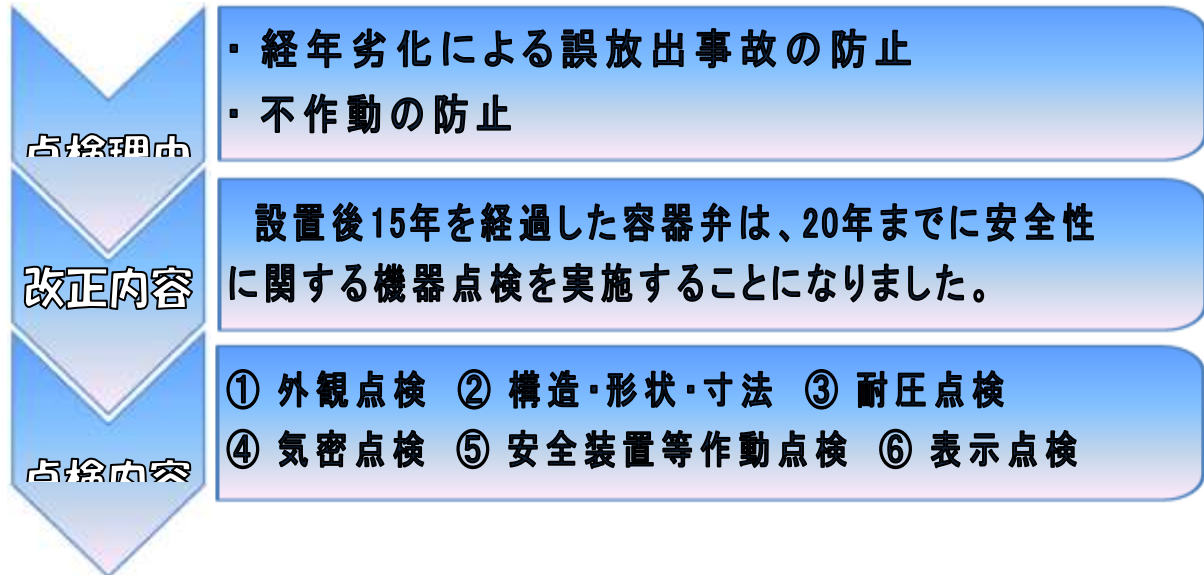


不活性ガス消火設備等の点検要領の改正について

—平成21年3月31日 消防予第132号—



「容器弁の安全性」点検のポイント

対象となる容器弁

- ① 不活性ガス消火設備
- ② ハロゲン化物消火設備
- ③ 粉末消火設備
- ④ パッケージ型消火設備
- ⑤ パッケージ型自動消火設備

上記の設備うち容器弁の封板等に損傷、腐食、または漏れのあるもの並びに設置後15年を経過した容器弁及び点検実施後15年を経過した容器弁

(貯蔵容器、起動用ガス容器及び加圧用ガス容器のそれぞれの容器弁が該当します。)



点検の期間

設置、更新または点検後15年を経過した容器弁は、20年までにすべての容器弁について、製造年の古いものから計画的に抽出して点検をしてください。

20年を超えた容器弁に関しては、既存設備に係る経過的な措置として、容器弁の安全性に関する点検計画を策定し、消火ガスの種別及び設置年数等を勘案し優先度の高い設備から順次点検をしてください。



点検計画要領(例)

建物に、設置後15年を経過した消火剤貯蔵容器が20本あり、機器点検(半年ごと)の際に2本ずつ抽出して点検する場合の例



上記の場合、消火剤貯蔵容器の20本全てが設置後15年を経過しているため、容器弁の安全性のための点検が求められます。

1回の機器点検で2本抽出する場合、下図のような計画になります。

点検実施 計画年	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
点検実施 予定数	2本	2本	2本	2本	2本	2本	2本	2本	2本	2本
	製造年の古いものから計画的に順次点検を実施します。									

容器弁の安全性の点検に関する

Q&A

Q1 なぜ、容器弁の安全性の点検をしなければならないの？

A1 容器弁が長期間に渡り点検されない状態が続くと、腐食や経年劣化により、誤放出事象等が発生する恐れがあるためです。

Q2 容器弁の安全性の点検をしないことは、違反ですか？

A2 容器弁の安全性の点検をしていないことで、点検一部未実施違反とはなりません。容器弁の安全のための点検が求められます。

Q3 容器弁の安全性の点検の結果は点検票にどう記載されているの？

A3 点検者の方に、備考欄等を活用して容器弁の安全性の点検の実施状況について記載するよう指導していますので、確認してください。

Q4 容器弁の安全性の点検をした後、次の点検をするのは何年後になるの？

A4 容器弁の安全性の点検が終わった容器弁は、15年後に同じように点検が必要になります。計画的な点検の実施が必要です。



東京消防庁ホームページ

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>

東京消防庁